

サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の規定に基づく「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受ける建築物」について、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する場合は、建築基準法の用途も有料老人ホームとして扱い、有料老人ホームに該当しない場合は、実態に応じて、共同住宅、寄宿舍等として扱います。また、併設する「サービス提供施設」については、当該部分の根拠となる介護保険法等の用途によります。

高齢者住まい法 第5条第1項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受ける建築物		
	サービス付き高齢者向け住宅		サービス提供施設
	有料老人ホーム	高齢者向けの賃貸住宅	
老人福祉法 第29条第1項	有料老人ホーム	非該当	非該当
建築基準法上の用途	有料老人ホーム	共同住宅、寄宿舍等	提供する各福祉サービスの根拠となる法律の用途による
	各用途の複合建築物		

イメージ

